

# 学習院大学公益通報に関する調査委員会規程

平成19年11月1日  
施行

改正 平成21年4月1日 平成22年4月1日  
平成30年4月1日 令和4年4月1日

注 令和4年4月1日施行の改正は、本文には直接改正を加えないで、改正文を点線で区切って、この附則の末尾に登載した。

(趣旨)

第1条 この規程は、学習院大学公益通報に関する規程第6条第2項の規定に基づき、公益通報に関する調査委員会（以下「調査委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(任務)

第2条 調査委員会は、次の各号に掲げる事項を任務とする。

- 一 通報された内容の事実関係の確認に必要な調査の実施並びにその事実関係の確認に必要な証憑、文書の収集及び関係者からの事情聴取等を行うこと。
- 二 調査の結果について、学長へ報告すること。
- 三 調査結果及び是正結果について、通報者へ通知すること。
- 四 その他公益通報に関する事項

(構成)

第3条 調査委員会は、次の委員をもって構成し、学長が委嘱する。

- 一 副学長
  - 二 法務研究科長
  - 三 各学部長
  - 四 アドミッションセンター所長
  - 五 学生センター所長
  - 六 図書館長
  - 七 学長室部長
  - 八 大学経理部長
- 2 委員は、調査に当たって、通報者が特定されないよう配慮するとともに、被通報者及び関係者の信用、名誉、プライバシー及び個人情報に十分配慮するものとする。

(運営)

第4条 調査委員会には委員長を置く。

- 2 委員長は、学長が指名する。
- 3 委員長は、調査委員会を招集し、その議長となる。
- 4 調査委員会は、委員の過半数をもって成立し、出席委員の過半数をもって議決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要と認めるときは、調査委員会の承認を得て委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務担当部署)

第5条 この規程に定める調査委員会の開催等に関する事務は、学長室経営企画課が担当する。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、調査委員会の運営等に関し必要な事項は、学長の意見を徴し、調査委員会が別に定める。

(改正)

第7条 この規程の改正は、専門職大学院研究科長会議及び学部長会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

注 令和4年4月1日から施行

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、学習院大学公益通報に関する規程第10条第2項の規定に基づき、公益通報に関する調査委員会（以下「調査委員会」という。）に関し必要な事項を定める。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 中略 &gt;</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、学習院大学公益通報に関する規程第6条第2項の規定に基づき、公益通報に関する調査委員会（以下「調査委員会」という。）に関し必要な事項を定める。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 中略 &gt;</p>